

「令和元年度東北経済産業局3階相談室ドア交換工事」
に係る請負先の公募について

下記について請負先を募集しますので、受注を希望される場合は見積書等を提出して下さい。

令和元年12月19日

支出負担行為担当官
東北経済産業局総務企画部長 北村 敦司

1. 契約概要

(1) 請負業務の名称等

令和元年度東北経済産業局3階相談室ドア交換工事

(2) 業務内容及び実施場所

別紙仕様書のとおり

2. 参加資格

オープンカウンターに参加することができる者は、見積書提出期日において、次の各号に定めるすべての事項を満たす者とする。

(1) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領(昭和38年6月26日付け38会第391号)に基づいた、平成31・32年度または令和01・02年度経済産業省競争参加資格(全省庁統一規格)において「建設工事」のうち「建築」「建具」又は「内装」の「B」、「C」、「D」又は「E」の等級に格付けされ、競争参加地域を「東北」としている者。

(2) 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予決令第71条の規定に該当しない者。

(4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者。

3. 質問方法及び問い合わせ先

(1) 質問方法

電話またはFAXの受付とし、受付時間は次のとおりとする。

9:30~12:00、13:30~16:30(但し、土曜日、日曜日等閉庁日を除く。)

(2) 業務内容及び見積書提出に関する問い合わせ先

東北経済産業局総務企画部会計課調度係

電話 022-221-4869

F A X 022-261-7390

4. 見積書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和元年12月27日（金）12:00

(2) 提出方法

1) 電子調達システムを利用した提出

政府電子調達（G E P S） URL : <https://www.geps.go.jp/#>

2) 紙による提出

a. 提出先

〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟4階

東北経済産業局総務企画部会計課調度係

電話 022-221-4869

b. 提出する書類

ア 見積書

イ 2. (1)に係る競争参加資格証明書の写し。ただし、同一年度内におけるオープンカウンター案件への2回目以降の見積書提出時は不要とする。

c. 見積書に関する注意事項

ア 様式は任意とする。

イ 2. の要件を満たす法人の場合は社印及び代表者印を押印すること。

ウ 見積書の宛名は「支出負担行為担当官 東北経済産業局総務企画部長」とし、日付は提出日とすること。

エ 消費税率は10%で見積もり、消費税額の円未満の端数は切り捨てとすること。

5. 電子調達システムの利用

・本件は、電子調達システムを利用した手続により、実施するものとする。

・ただし、紙による提出も可とする。

6. その他

・本件は、契約書の提出を要する。

・契約先の決定方法は、期限内に見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者とする。

・結果は落札者に通知するほか、局ホームページにて公表する。

・受注した場合の支払いは、後日銀行振り込みとし、当局が請求書を受理してから30日以内とする。

令和元年度東北経済産業局3階相談室ドア交換工事 仕様書

東北経済産業局

1. 施工場所

仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟 3階相談室

2. 工事の概要

- ① 既設ドアの撤去・廃棄
- ② スリット入りのドアへの更新
- ③ キーシリンダー及びレバーハンドルの入替え
- ④ その他雑工事・作業

3. 添付書類（別添のとおり）

- ① 対象フロア図
- ② 既設ドアの図面

※ 詳細な図面が必要な場合等は問い合わせること。

4. 工期：契約締結の日から令和2年3月31日までとする。

なお、工事日程等については東北経済産業局の執務に影響のない内容及び日時（土日祝日）とし、当局担当者と十分協議して決定すること。

5. 工事の詳細

工事名	詳細
①既設ドアの撤去・廃棄	東北経済産業局3階の相談室入口の既設ドアを撤去し廃棄を行うこと。
②スリット入りのドアへの更新	上記撤去後のスペースに、床固定方式のスリット入りドア（W972×H2103×D40）を新設すること。なお、ドアは現在設置してあるものと同様以上（特定防火設備）の性能を有した認定品であり、撤去したドアと同系色であること。 ガラス部分は無色透明とし、当局が指定したガラスフィルムを貼付けしたものを納品すること。

③レバーハンドル等の入替	取手はレバーハンドル錠とし、合同庁舎マスターキーに合致すること。なお、撤去するドアのシリンダー錠及びドアクローザー等が利用できる場合は再利用して差し支えない。
④その他雑工事・作業等	交換に当たり行政庁の認可等が必要な場合は当該作業を含めること。また、撤去後のドア枠・床・柱・壁及び天井について破損等あるものについては適宜パテ・塗装等適切な方法にて補修すること。

この他、仕様書及び図面に記載のない事項については、国土交通省の公共建築工事標準仕様書によるものとする。

6. 施工上の注意

- ① 撤去する廃材等については適法に処分すること。
- ② 施工中誤って他の構造物等を破損した場合には、請負者の費用で修復すること。
- ③ 施工場所には十分に養生を行い、施工後は清掃すること。

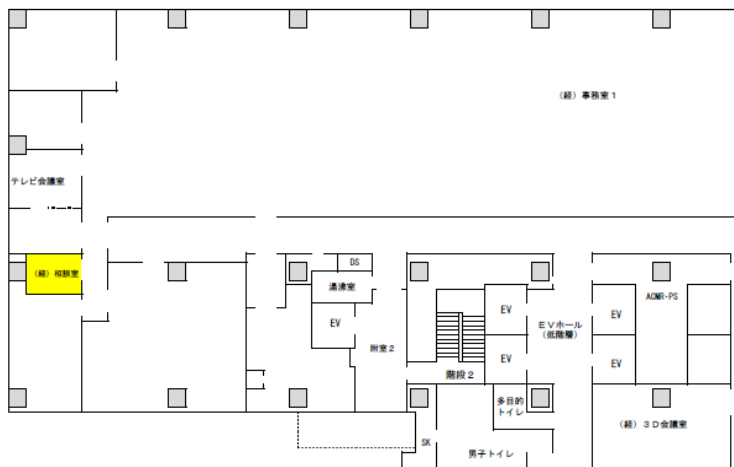
7. 提出書類

- 契約締結後 ・ 工事工程表及び請負代金内訳表
- 工事終了後 ・ 工事完了届
- ・ 完成図書（竣工図面、実施写真、設備の性能に係る証明書類）
 - ・ 撤去品等が適法に処分されたことが確認できる書類

8. その他

本仕様書に記載のないものであっても、本工事の目的を達成するために必要なもの、処置等については必ず行うこと。ただし、その際は担当者に事前に協議すること。契約締結後、工程及び実施方法等について東北経済産業局と十分に打ち合わせを行うこと。

①対象フロア図（3階）



②既設ドアの図面（相談室）

